

平成二十三年二月十日受領
答弁第四二二号

内閣衆質一七七第四二号

平成二十三年二月十日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出取調べの全面可視化実現に向けた法務大臣並びに国家公安委員会委員長の見解等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出取調べの全面可視化実現に向けた法務大臣並びに国家公安委員会委員長の見解等に関する質問に対する答弁書

一及び六について

被疑者の取調べを録音・録画の方法により可視化することについては、その実現に向けて取り組むこととしており、法務省内の勉強会、国家公安委員会委員長の研究会等において、幅広い観点から着実に検討を進めている段階である。法務省内の勉強会においては、昨年六月に、可視化の意義等を含むそれまでの検討状況及び今後の検討方針について取りまとめた「被疑者取調べの録音・録画の在り方について」これまでの検討状況と今後の取組方針」の内容を踏まえて、国内外の調査を実施するとともに、可視化の具体的な在り方等について検討を行っているところである。また、国家公安委員会委員長の研究会においても、治安水準の維持という観点も踏まえて、取調べの高度化と可視化、捜査手法の高度化等について幅広く検討することとしており、諸外国の取調べ、捜査手法等について調査を行うとともに、我が国の取調べの機能等について順次検討を進めているところである。

二について

大阪府警察の警察官が、昨年九月、取調べの相手方に対し、必要以上に厳しい言葉で追及するなどしたことから警察の信用を失墜させた事案に関し、懲戒処分が行われたことは、承知している。

それ以上の詳細については、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容に関わる事柄であるため、答弁を差し控えたい。

三について

国家公安委員会委員長としては、このような事案が発生したことは遺憾である。

四及び五について

個別具体的な事件における捜査機関の活動内容に関わる事柄については、答弁を差し控えたい。